

# 公安の住民監視「違法」

## 大垣警察市民監視事件 全国初の判断

名古屋高裁

風力発電計画について学習会などを開いていた市民4人の個人情報、岐阜県警大垣警察署の警備課（公安警察）が電力会社に提供し、監視の「協力者」として情報収集させた「大垣警察市民監視事件」で、県や国に損害賠償や個人情報の抹消を求めた控訴審の判決が13日に名古屋高裁でありました。長谷川恭弘裁判長は「収集目的自体が違法。社会的相当性がない」として、公安警察による個人情報の収集、保管、外部への提供のいずれも違法として、県に110万円（一審は55万円）の賠償と、収集され電力会社との議事録に



画期的判決を支援者に報告する山田弁護団長（左端）と原告ら＝13日、名古屋市

記載された原告の個人情報  
の抹消を命じました。

↓関連⑬面  
情報抹消を命じたのも初

原告弁護団によると、公  
めてといひます。

一審の岐阜地裁判決は、電力会社への情報提供について「悪質」として違法としたものの、公安警察の収集・保管については「原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない」として違法とはしませんでした。また、警察庁と県警が持つ被害者4人の個人情報の抹消請求については却下していました。控訴審判決は「電力会社への情報提供行為や、原告らの情報収集及び保有はいずれも違法ないし著しく社会的相当性を欠いた不当な目的で行われた」としました。

判決後の会見で、原告の近藤ゆり子さん(75)は「望みうる最高の判決」と笑顔を見せました。

# 住民敵視 表現の自由侵す

## 公安警察の監視に警鐘

### 岐阜・大垣署の情報収集

13日の「大垣警察市民監視事件」の名古屋高裁判決は、岐阜県に対し原告4人が請求した満額の110万円を支払うよう命じました。公安警察の監視を「違法」とした判決に原告や弁護団から「私の判決」（小林明人弁護士）と喜ぶ声が上がりました。



判決後の会見にのぞむ（左から）原告の船田伸子さん、近藤さん、松島さん、弁護団長の山田秀樹弁護士＝13日、名古屋市内

「大垣警察署の（電力会社）シーテック社への情報提供は、会社の危機感をあおり、かえって（風力発電所計画）に反対する住民と両者を対立させ、その間の溝を深くさせることになっていく可能性が高く、『平穏な大垣市を維持』することと矛盾している」

控訴審判決は、シーテック社が作成した議事録に記載された公安警察の発言を交えながら大垣警察署の監視活動を非難しました。

三輪唯夫さん（75）と松島勢至さん（72）が暮らす大垣市上石津町の地区で起きたシー社の風力発電計画。これに学習会を開いたり、市長宛てに陳情していきました。

この取り組みが大きくなることへの不安をこきさらに、シー社に吹き込み、運動の押さえ込みを持ちかけていた大垣警察署。シー社が議事録に残した公安警察の発言では「（原告）の近藤ゆり子さんが動きだす気配がある」などと、過剰に危機感をあおった様子がわかります。

判決は「原告らはこれまでの活動をみても何ら犯罪性や公共の

安全や秩序に対する危険は認められない。（陳情など）適法かつ平穏な活動」と指摘。さらに「仮に、原告らの活動が市民運動に発展しても犯罪行為の恐れが生じるものではなく、マスコミや地方議会を取り上げれば、より透明性のある、公共の場での実質的な議論が可能になる」と、大きな市民運動になるメリットに言及しました。

その上で「市民運動やその萌芽（ぼうが）の段階にあるものを限りなく危険視して、情報収集し、監視を続け

### 大垣警察市民監視事件の争点と判断

	岐阜地裁	名古屋高裁
警察からシー社への情報提供	違法	違法
警察による原告4人の情報収集	違法とまでいえない	目的自体が違法。社会的相当性もない
警察が持つ4人の個人情報抹消請求	却下	抹消命じる

提供する必要がないのにプライバシー情報を意図的、積極的に提供。悪質

違法とまでいえない  
情報収集の目的と必要性について証拠上認定できないが、収集の必要性がなかったと認めることができない

目的自体が違法。社会的相当性もない

却下

抹消命じる

ることが憲法21条1項による集会・結社・表現の自由の保護に反することは明らか」と、市民活動の萎縮を生む公安警察の監視に警鐘を鳴らしました。

住職の松島さんは「命を守るといって、僕のこれまでの生き方、行動が確認できた」と涙ぐみました。

近藤ゆり子さん（75）は「警察が私を監視して、『犯罪を起こすかも』と干渉することは、私の生き方を否定するものだと思っていた。生き方を裁判所に認めていただいた」とのべました。

（矢野昌弘）